使用料規程 第12 節 BGM

有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、又は適法に録音された録音物による演奏により、著作物を背景音楽(BGM)として利用する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 1 施設における使用料

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料

① 一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	年額使用料
1	500 ㎡まで	6,000円
2	1,000㎡まで	10,000円
3	3,000㎡まで	20,000円
4	6,000㎡まで	30,000円
5	9,000㎡まで	40,000円
6	9,000㎡を超える場合	50,000円

② 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	年額使用料
1	100人まで	6,000円
2	200人まで	10,000円
3	300人まで	20,000円
4	400人まで	30,000円
5	500人まで	40,000円
6	500人を超える場合	50,000円

(2) (1) によらない場合の使用料は次のとおりとする。

① 1か月の使用料

(ア) 一般の店舗等の場合

	店舗等の面積	使用料額
<u>1</u>	<u>500㎡まで</u>	<u>1,200円</u>
<u>2</u>	<u>1,000㎡まで</u>	2,000円
<u>3</u>	<u>3,000㎡まで</u>	4,000円
<u>4</u>	<u>6,000㎡まで</u>	6,000円
<u>5</u>	<u>9,000㎡まで</u>	8,000円
<u>6</u>	9,000㎡を超える場合	10,000円

(イ) 宿泊施設の場合

<u>区分</u>	宿泊定員	使用料額
<u>1</u>	<u>100人まで</u>	<u>1,200円</u>
<u>2</u>	<u>200人まで</u>	2,000円
<u>3</u>	<u>300人まで</u>	4,000円
<u>4</u>	<u>400人まで</u>	6,000円
<u>5</u>	<u>500人まで</u>	8,000円
<u>6</u>	500人を超える場合	10,000円

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 利用時間が5分までの使用料は、下表のとおりとする。

⑦ 一般の店舗等の場合

<u>区分</u>	店舗等の面積	使用料額
<u>1</u>	<u>500㎡まで</u>	<u>2円</u>
<u>2</u>	<u>1,000㎡まで</u>	<u>3円</u>
<u>3</u>	<u>3,000㎡まで</u>	<u>7円</u>
$\underline{4}$	<u>6,000㎡まで</u>	10円
<u>5</u>	<u>9,000㎡まで</u>	<u>13円</u>
<u>6</u>	<u>9,000㎡を超える場合</u>	<u>17円</u>

① 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	使用料額
<u>1</u>	<u>100人まで</u>	<u>2円</u>
<u>2</u>	<u>200人まで</u>	<u>3円</u>
<u>3</u>	<u>300人まで</u>	<u>7円</u>
<u>4</u>	<u>400人まで</u>	<u>10円</u>
<u>5</u>	<u>500人まで</u>	<u>13円</u>
<u>6</u>	500人を超える場合	<u>17円</u>

- (イ) 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。
- 2 音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料 (以下、省略)